

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第四号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年佐賀県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第二項第三号」を「第二条第二項第二号」に改め、同条第四項を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（縦覧期間中の補正）

第三条の二 法第十条第三項の規定による補正は、様式第一号の二による補正書を知事に提出して行わなければならない。

第五条を次のように改める。

（社員総会の決議があつたものとみなされた場合の社員総会の議事録）

第五条 条例第三条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社員総会の決議があつたものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第七条第一項中「法第二十五条第四項」を「条例第三条の二第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第三条の二の規定は、法第二十五条第三項の定款の変更の認証について準用する。

第八条を次のように改める。

(定款変更届出書)

第八条 条例第三条の二第二項の届出書は、様式第五号によるものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第八条の二 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、様式第五号の二による提出書を知事に提出して行わなければならない。

第九条を次のように改める。

(事業報告書等の提出)

第九条 条例第四条の書類の提出は、様式第五号の三によるものとする。

第十条 (見出しを含む。)中「閲覧」の下に「又は謄写」を加える。

第十一条中「同条第三項の書面を添付した」を削る。

第十二条第二項を削る。

第十三条の見出し中「就職」を「就任」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第二項を削る。

第十六条第二項中「第二条第二項から第四項まで」を「第二条第二項及び第三項」に改める。

第十七条の見出し中「財産目録等」を「貸借対照表等」に改め、同条中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、「主たる」を削る。

第十九条中「第四十一条第三項」の下に「(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十三条中「第九条第四項」を「第十六条第四項」に、「使用に係る」を「事務所に備え置く」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十二条中「第九条第四項」を「第十六条第四項」に改め、同条を第三十

一条とする。

第二十一条第一項中「第九条第四項」を「第十六条第四項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十条中「第八条」を「第十五条」に改め、同条を第二十九条とする。
第十九条の次に次の九条を加える。

(認定申請書)

第二十条 条例第七条の申請書は、様式第十四号によるものとする。

(認定有効期間の更新申請書)

第二十一条 条例第八条の申請書は、様式第十五号によるものとする。

(認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出)

第二十二条 第六条及び第八条から第九条までの規定は、法第五十二条第一項の規定により認定特定非営利活動法人について法第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定を読み替えて適用する場合において、本県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち佐賀県知事が所轄する者以外の者(以下「非所轄法人」という。)がこれらの規定による届出又は提出を行う場合に適用する。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更に関する書類の提出書)

第二十三条 条例第九条の規則で定める提出書は、様式第十六号によるものとする。

(代表者の変更の届出)

第二十四条 法第五十三条第一項の規定による届出は、様式第十七号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第二十五条 条例第十条第一項の書類の提出は、様式第十八号による提出書を

知事に提出して行わなければならない。

2 条例第十条第二項の書類の提出は、助成金の支給を行った場合にあつては様式第十九号による提出書を、海外への送金又は金銭の持出しを行う場合にあつては様式第二十号による提出書を知事に提出して行わなければならない。

(仮認定申請書)

第二十六条 条例第十二条の申請書は、様式第二十一号によるものとする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第二十七条 第二十二條から第二十五條までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併の認定申請書)

第二十八条 条例第十四条の申請書は、様式第二十二号によるものとする。

様式第一号の備考の2の⁽¹⁰⁾中「~~支働~~を」「~~支働~~」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

佐賀県知事 様

(申請者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の名称)
申請者名又は代表者名
電話番号

補正書

年 月 日に申請した[補正する書類の種類]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第 10 条第 3 項 (同法第 25 条第 5 項及び第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。) の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

備考

- 1 [補正する書類の種類]には、申請書の場合にあってはその申請書の名称 (「 設立認証申請書 」 等) を、申請書に添付された書類の場合にあっては当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言 (「 設立認証申請書に添付する法第 10 条第 1 項第 1 号の書類 」 等) を記載すること。
- 2 「 補正の内容 」には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の書類各 1 部を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各 2 部を添付すること。
 - (1) 定款
 - (2) 役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
 - (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
 - (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びこれらの翌事業年度の事業計画書
 - (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びこれらの翌事業年度の活動予算書

の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

(1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（仮認定特定非営利活動法人は除く。）同項第2号に掲げる認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに同項第3号に掲げる寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

(2) 認定又は仮認定の通知書の写し

(3) 所轄庁に提出した直近の次に掲げる書類の写し

ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

イ 次に掲げる事項を記載した書類

(ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

(イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する

事項

(ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合にお

けるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

b 役員等との取引

(エ) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

(オ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日

ウ 法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに法第 47 条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(4) 所轄庁に提出した直近の次に掲げる書類の写し

ア 助成金の支給の実績を記載した書類

イ 海外への送金又は金銭の持ち出し（その金額が 200 万円以下のものを除く。）を行う場合において、事前に、その金額及び用途並びにその予定日（事前の作成が困難な場合にあつては、その実施日）を記載した書類

整計係印呼呼「(第 8 条関係)」^ル「(第 8 条及び第 22 条関係)」^リ「代表者
氏名」^リ「代表者氏名」^ル「電話番号」^リ「の規定により、」^ル「同
法第 52 条第 1 項(同法第 62 条において準用する場合を含む。))により読み替え
て適用する場合を含む。))の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の
議事録の謄本及び変更後の定款を添えて」^ル「^ル 回整計の歴を次のよう
に記す。」

備考

- 1 「変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

- 2 この届出書には、議事録の謄本 1 部及び変更後の定款 2 部（法第 52 条第 1 項の規定により非所轄法人が提出する場合にあつては、1 部）を添付すること。
- 3 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が、法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによること。

様式第五号の二を次のように改める。

年 月 日

佐賀県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 7 項 (同法第 52 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により、登記事項証明書を提出します。

備考

- 1 この提出書には、登記事項証明書 2 部 (うち、写し 1 部) を添付すること。ただし、法第 52 条第 1 項の規定により非所轄法人が提出する場合は、写しの添付を要しない。
- 2 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が、法第 52 条第 1 項 (法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによること。

様式第五号の二の次に次の一様式を加える。

年 月 日

佐賀県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第 29 条(同法第 52 条第 1 項(同法第 62 条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

備考

- 1 この提出書には、上記の提出書類各 2 部(法第 52 条第 1 項の規定により非所轄法人が提出する場合にあっては、1 部)を添付すること。
- 2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合にあっては活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合にあっては脚注においてその旨を記載すること。
- 3 「前事業年度の年間役員名簿」とは、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
- 4 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が、法第 52 条第 1 項(法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによること。

様式第六号中「代表者氏名」を「代表者氏名」に
改める。電話番号

様式第七号中「住所又は居所」を「住所」に「氏名」を
「氏名」に改める。電話番号

様式第八号中「住所又は居所」を「住所」に「氏名」を

「氏名」に改める。電話番号
「氏名」に「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に「就
職した」を「就任した」に改める。

様式第九号及び様式第十号中「住所又は居所」を「住所」に

「氏名」を「氏名」に改める。電話番号

様式第十一号の備考の(3)中「収支予算書」を「活動予算書」に改める。

様式第十二号中「代表者氏名」を「代表者氏名」に改める。電話番号

「1部」を「及び財産目録」に改め、同様の備考を次のように改める。

備考 この届出書には、登記事項証明書2部（うち、写し1部）及び財産目
録2部を添付すること。

様式第十三号を次のように改める。

様式第 13 号 (第 19 条関係)

<p>第 号</p> <p>所属及び職名 氏 名</p> <p>特定非営利活動促進法第 41 条第 3 項 (同法第 64 条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定による 職員の証</p> <p>年 月 日発行 (有効期間 年)</p> <p>佐 賀 県</p> <p>印</p>	<p>写 真</p>
---	----------------

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とする。

様式第十三号の次に次の九様式を加える。

受付印

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年月日 佐賀県知事 様	主たる事務所の所在地	〒		電話 ()	
	(フリガナ)			FAX ()	
	申請者の名称				
	(フリガナ)				
	代表者の氏名				
	設立年月日	年	月	日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
	事業年度	月	日	~ 月 日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無			
	(過去に認定した所轄庁)	(自)	(年)	(月 日)	
		(至)	(年)	(月 日)	
	()				
過去の仮認定の有無 (仮認定を受けた日)	有 ・ 無				
(過去に仮認定した所轄庁)	()	(年)	(月 日)		
	()				
認定取消の有無 (取消日)	有 ・ 無				
(取り消した所轄庁)	()	(年)	(月 日)		
	()				
仮認定取消の有無 (取消日)	有 ・ 無				
(取り消した所轄庁)	()	(年)	(月 日)		
	()				
特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項の認定を受けたいので申請します。					
(現に行っている事業の概要)					
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名		役 職	
〒					
電話 ()					
FAX ()					
〒					
電話 ()					
FAX ()					

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は仮認定の取消しを受けている場合は、当該取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定(有効期間の更新を除きます。)又は認定取消しを複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- ・ 申請書には、「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

受付印

年 月 日 佐賀県知事 様	主たる事務所の所在地	〒		電 話 () F A X ()
	(フリガナ)			
	申請者の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	認定の有効期間	自	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
	認定の有効期間の満了日の6月前の日		年 月 日	
	認定の有効期間の満了日の3月前の日		年 月 日	
事業年度		月 日 ~ 月 日		
特定非営利活動促進法第 51 条第 2 項の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名		役 職
〒				
電 話 () F A X ()				
〒				
電 話 () F A X ()				

(注意事項)

- ・ 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間(以下「更新申請期間」という。)に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合(災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除く。)は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ・ 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・ 申請書には、「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。(既に所轄庁に提出している書類のうち、内容に変更がないものについては、添付を省略することができます。)
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		
〒 電 話 () F A X ()		

様式第 16 号（第 23 条及び第 27 条関係）

認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書
 仮認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日 佐賀県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話()
	従たる事務所の所在地	〒 電話()
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
	認定(仮認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第 52 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の謄本 ・変更後の定款	

（注意事項）

2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってください。

様式第 17 号（第 24 条及び第 27 関係）

認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書
 仮認定特定非営利活動法人の代表者変更届出書

受付印

年 月 日 佐賀県知事 様	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ) 法人名	電話()
	(フリガナ) 代表者の氏名	
	認定(仮認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第 53 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
 仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

受付印

年 月 日 佐賀県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話 () FAX ()	
	(フリガナ) 名称		
	(フリガナ) 代表者の氏名		
	認定 (仮認定) の有効期間	事業年度	
自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日		

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき以下の書類を提出します。

前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類)		支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
		海外への送金又は金銭の持出しを行った場合 (その金額が 200 万円以下の場合に限る。) におけるその金額及び用途並びにその実施日	
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		法第 45 条第 1 項第 3 号 (口に係る部分を除く。) 第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項			
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等との取引		認定基準等チェック表 (第 3 表) 「ロ」の欄の記載は必要ありません。	
		「役員の状況」第 3 表付表 1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 3 表付表 2	
寄附者 (当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		認定基準等チェック表 (第 4 表) (初葉)	
		認定基準等チェック表 (第 5 表)	
		認定基準等チェック表 (第 7 表)	
		欠格事由チェック表	

(注意事項)

2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってください。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この様式は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する際に使用します。
なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってください。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。
- 3 提出書類のうち、(1)の前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合には、(1)の書類に代えて、その旨を記載した書類を添付してください。
- 4 提出書類の様式について
特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号（口に係る部分を除く。）第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第3表付表1・2、第4表（初葉）、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。
- 5 提出書類は、各2部（非所轄法人が提出する場合にあっては、各1部）提出してください。

様式第 19 号 (第 25 条及び第 27 条関係)

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

受付印

年 月 日 佐賀県知事 様	主たる事務所の所在地	〒	電話 () -
	(フリガナ) 法人名		
	(フリガナ) 代表者の氏名		
	認定 (仮認定) 年月日	年 月 日	
	認定 (仮認定) の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。			
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

(注意事項)

2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってください。

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書・仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

- 1 この様式は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁（2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する必要がありますので、その際に使用します。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによつてください。

- 2 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。
- 3 この提出書は、2 部（非所轄法人が提出する場合にあつては、1 部）提出してください。

様式第 20 号 (第 25 条及び第 27 条関係)

認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書
 仮認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書
受付印

年 月 日 佐賀県知事 様	主たる事務所 の所在地	〒 _____ 電話 () - _____		
	(フリガナ) 法人名	_____		
	(フリガナ) 代表者の氏名	_____		
	認定(仮認定)年月日	年	月	日
	認定(仮認定)の有効期間	自	年 月 日	至 年 月 日
海外へ 200 万円超の [送金 金銭の持出し] を [行う 行った] ので、特定非営利活動促進法 第 55 条第 2 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、以下のとおり提出し ます。				
金 額	使 途	予 定 日 (実 施 日)		
円		年	月 日	
円		年	月 日	
円		年	月 日	
円		年	月 日	
円		年	月 日	
円		年	月 日	
円		年	月 日	
(事前に提出できなかった場合の理由)				

(注意事項)

2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってください。

「認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書・仮認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書」の記載上の留意点等

1 この様式は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が 200 万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により金額等を記載した書類を事前に所轄庁（2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する必要がありますので、その際に使用します。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってください。

2 様式本文の

送金
金銭の持出し

 と

行う
行った

 は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。

3 「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要するため事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。

4 この提出書は、2 部（非所轄法人が提出する場合にあっては、1 部）提出してください。

受付印

仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書

年月日 佐賀県知事様	主たる事務所の所在地	〒	電話() FAX()
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	設立年月日		年 月 日
	事業年度		月 日 ~ 月 日
	過去の認定の有無 (過去に認定した所轄庁)		有 ・ 無 ()
	過去の仮認定の有無 (過去に仮認定した所轄庁)		有 ・ 無 ()

特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項の仮認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒		
電話() FAX()		
〒		
電話() FAX()		
〒		
電話() FAX()		

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ仮認定申請書を提出することができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ、仮認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は仮認定を受けたことのある法人は、仮認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には、「仮認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話() FAX()		
〒 電話() FAX()		
〒 電話() FAX()		
〒 電話() FAX()		
〒 電話() FAX()		
〒 電話() FAX()		
〒 電話() FAX()		
〒 電話() FAX()		

受付印

特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は第 2 項の合併
の認定を受けるための申請書

年月日 佐賀県知事 様	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定(仮認定)年月日	年 月 日	法第 63 条第 1 項申請において適用するパブリックサポートテスト基準 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
	認定の有効期間 仮認定	自 年 月 日 至 年 月 日	
事業年度	月 日 ~ 月 日		

特定非営利活動促進法第 63 条 (第 1 項 第 2 項) の合併の認定を受けたいので申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話 () FAX ()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () FAX ()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () FAX ()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。

(注意事項)

- ・ この申請書は、特定非営利活動促進法第 63 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第 2 項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人が、同法第 34 条第 3 項の認証の申請に併せて提出してください。
- ・ 申請本文の

第 1 項
第 2 項

 は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- ・ 区分欄は、その法人が該当する一つを「」で囲みます。
- ・ この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人(合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人)の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- ・ 申請書には「合併の認定申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。

申請法人名		(合併認定申請書次葉)	
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話() FAX()		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、同年七月九日から施行する。